

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の 一部を改正する法律の概要

平成25年5月31日、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布・施行されましたので、その概要を紹介します。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「間伐等特措法」）は、平成20年5月に公布・施行された法律で、地球温暖化防止のための京都議定書の第1約束期間における、間伐及び造林の実施を促進するため、市町村が作成する特定間伐等促進計画の実施に関し、交付金の交付、地方債の特例等の支援措置を講ずるなどの内容となっていました。

今回の改正では、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性にかんがみ、前述の支援措置を平成32年度まで引き続き講ずると

もに、成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画の制度を設け、当該計画の実施に対し林業・木材産業改善資金の償還期間を延長するなどの支援措置を講ずることとしています。

具体的な改正点

（1）目的規定の改正

京都議定書の第1約束期間が終了することを受け、目的規定について、従来の「我が国森林が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第3条の規定に基づき約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成24年度までの間における森林の間伐等の実施を促進する」から、「我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性にかんがみ、平成32年度までの間における森林の間伐等の実施を促進する」に改正しています。

（2）特定間伐等に対する支援措置の延長

市町村が特定間伐等の実施場所、実施主体、時期について定める特定間伐等促進計画に関する、①市町村に対する交付金の交付、②地方公共団体が地方債の起債を可能にする特例等について、平成32年度まで延長することとしています。

（3）都道府県知事による特定増殖事業計画の認定制度の創設

新たに、種苗の生産事業者の団体等が成長に優れた種苗の母樹の増殖事業に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる制度を創設し、この認定を受けた計画の実施のために、次のような支援措置を講ずることとしています。

① 無利子の資金である林業・木材産業改善資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間について、それぞれ、通常は10年以内及び3年以内のところを12年以内及び5年以内で政令で定める期間まで延長します。

② また、知事の認定を受けた者は、

林業種苗法に基づく生産事業者の登録を受けたものとみなすなど、手続の省略について規定しています。

なお、改正後の間伐等特措法は、5月31日に公布・施行されました。また、本法に基づき農林水産大臣が定める「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」についても6月24日に告示されました。

間伐等特措法のスキーム

農林水産大臣による「基本指針」の策定

- ◆ 農林水産大臣は、「特定間伐等^(※1)及び特定母樹^(※2)の増殖の実施の促進に関する基本指針」を策定する。

都道府県知事による「基本方針」の策定

- ◆ 都道府県知事は、基本指針に即して、「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」を策定できる。

市町村による
「特定間伐等促進計画」の策定

- ◆ 市町村は、基本方針に即して、「特定間伐等促進計画」を策定できる。

〔計画には、計画の区域、特定間伐等の実施場所、実施主体、時期等を、実施主体の同意を得て記載〕

支援措置

- ①法定交付金の交付(市町村)
 - ②地方債の特例※(都道府県・市町村)
 - ③森林法の伐採届出の特例
- ※追加的に実施される間伐等を対象

都道府県による
「特定増殖事業^(※3)計画」の認定

- ◆ 民間事業者は、基本方針に基づいて「特定増殖事業計画」を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる。

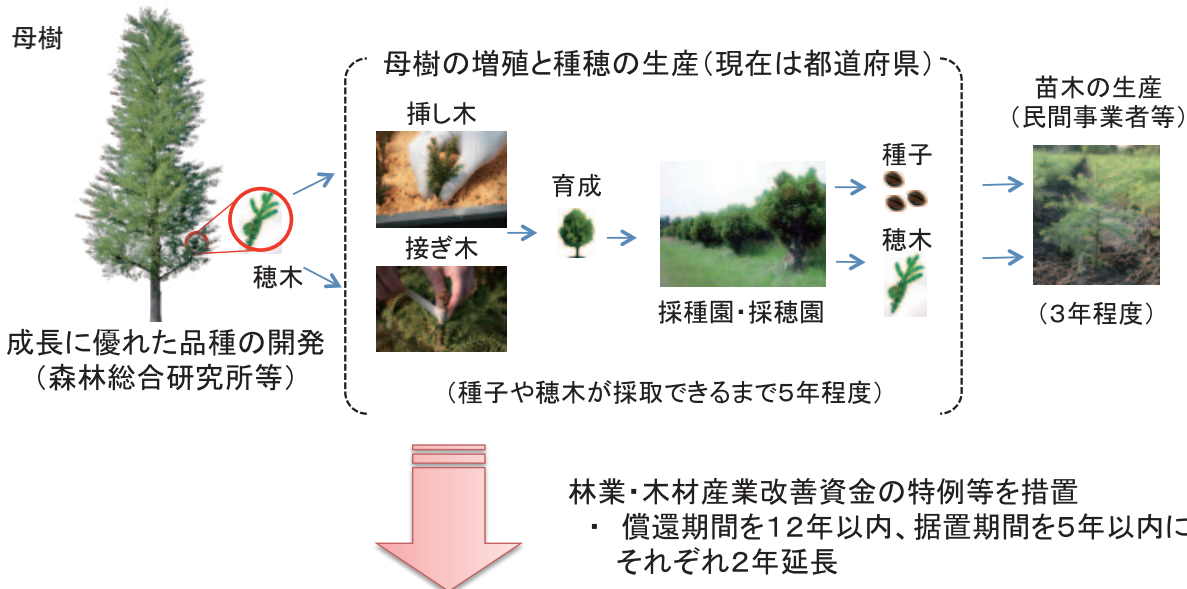
〔計画には、目標、特定母樹の種類、植栽する場所、本数、配布先、資金の額等を記載〕

支援措置

- ①林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例
- ②林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の特例
- ③森林法の伐採届出の特例
- ④国、都道府県、森林総合研究所等による助言、指導等

- ・ 3.5%の森林吸収目標の達成に寄与
- ・ 将来の森林による二酸化炭素吸収作用の保全・強化

成長に優れた種苗の母樹の増殖



特定増殖事業計画の認定を受けた民間事業者等が、母樹の増殖の実施を促進
(民間事業者等は母樹を増殖して、種子・穂木を販売)

- ※1 特定間伐等：森林の間伐又は造林で平成32年度までに行われるもの
- ※2 特定母樹：特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの
- ※3 特定増殖事業：特定母樹の増殖に関する事業で平成32年度までに行われるもの